

論 説

東 洋 学 報

清代中期におけるスールー（蘇祿） 与中国のあいだの文書往来 ——ジャウイ文書と漢文史料から——

三 王 昌 代

は じ め に

現在のフィリピン南部のスールー諸島及びその付近を中心に、かつて「スールー王国」と呼ばれるスルタン制の国家が存在していた⁽¹⁾。スールー諸島周辺はナマコ、燕の巣、真珠母貝などの海産物を豊かに産する地域である。特に、18世紀後半から19世紀前半にかけて、これらは中国向けの輸出品として需要が高まったとされる⁽²⁾。そのため、同地域はこれらの産物をはじめとする品じなを求めたり、もたらしたりする多様な人びとをひきつけ、一大交易拠点となつた⁽³⁾。

中国史料上では、14世紀前半から同地域を蘇祿（スールー）と呼び慣わしてきた。『大明実録』『大清歴朝実録』などによれば、蘇祿は、明代の1417年から1424年のあいだ、及び清代の1726年から1763年にかけて使節を中国に派遣している⁽⁴⁾。中国への「朝貢」には国書が必要とされたので、蘇祿と中国のあいだを往復する中国や現地の人びとを通じて中国に文書が届けられた。これらの文書は、中国側では「表文」「咨文」「疏」という分類がなされている。使用言語の表記の点では、中国語の漢字表記のほか、外国語の外国文字（番字）表記、及び漢字音写による文書があったことが、漢文史料で確認できる⁽⁵⁾。しかし、スールーと中国の交渉史に関するこれまでの研究は、史料上の制約から、多くの場合、中国に残された漢文史料もしくは欧米諸語で記された史料に依拠せざるをえないのが

第九十一卷
一三〇

実情で、当時、スールーから中国に届けられた外国文字の文書がどのようなものであるのかについては、具体的に明らかにされていない。

ところがこの度、台湾の国立故宮博物院図書文献館にアラビア文字で表記されたスールーの文書が保存されていることが分かった。文書の右上にはスルタンの名の入った朱色の印章が押されている。その下に「蘇祿國番字咨文一件」⁽⁶⁾（図版）すなわち「蘇祿国」の文字（非漢字）で表記された咨文一件」という文字も見られるが、これは後に中国側で附されたものと考えられる。本文書は、後に述べるよう、乾隆年間に中国から蘇祿に送られた檄⁽⁷⁾——『乾隆朝上諭檔』に「蘇祿國に檄するに擬するの文」と題して所収⁽⁸⁾——の回答文書であろう。そして、閩浙（福建・浙江）総督の富勒渾、福建巡撫の雅徳による乾隆四十九（1784）年九月初十日付けの奏摺⁽⁹⁾によって、この回答文書の中国到着に関する報告がなされており、この奏摺中に回答文書の引用がある。これらは上述した清代の「朝貢」の行われていた期間よりも20年ほど後のものである。

この文書を使用言語から見ると、後述するようにアラビア語やサンスクリット語由来の語彙を含んだ当時のマレー（ムラユ）語であり、近年注目を集めているジャウイ文書の一例と見なすことができる。「ジャウイ」⁽¹⁰⁾とは、東南アジア各地に見られるアラビア文字表記であり、諸地域との文書交換にはそれぞれの地域の言語のジャウイが用いられていた。ジャウイ表記を有する言語について、川島緑氏の作成した図を見ると、スールー王国の中心とされるホロ島付近では主にタウスグ語⁽¹¹⁾、サマ語⁽¹²⁾などが使用されている⁽¹³⁾。また、東南アジア各地では、ジャウイ表記のマレー語が交易や外交文書などに用いられていたとも言われている⁽¹⁴⁾。

従来、ジャウイ文書が歴史研究に用いられることは稀であったが、近年では、Gallop 氏の研究によって、マレー語のジャウイ文書の一部を目にすることができるようになり⁽¹⁵⁾、また日本でも、東南アジア各地のジャウイ文書に着目した研究もあらわれ始めている。例えば、現地語（マラナオ語）ジャウイ原本と、一緒に送られた

「英訳」⁽¹⁶⁾とを比較検討した川島緑氏は、ジャウイ文書の原本から、「英訳」だけでは気づかなかつた様々なことがみえてくる」と述べている⁽¹⁷⁾。この点にもジャウイ文書の重要性が見出されるのだが、18世紀以前に中国と東南アジア諸地域とのあいだで用いられたジャウイ文書については、これまでほとんどその存在が知られることはなく、漢文史料との比較検討といった作業も行われてこなかった。本文書は、交易上の小事件をめぐる一文書であるが、今日残存するジャウイ文書の比較的早い時期の例として貴重なものであり、漢文史料との比較や書式の検討を行うのみでも一定の価値はあるだろう。

そこで、本稿ではこのジャウイ文書が中国にもたらされた経緯を明らかにするとともに、同文書原本の解読を試みる。さらに、中国から蘇禄に届けられた檄、スールー（蘇禄）から中国に届けられたジャウイ文書の原本、皇帝への上奏文に記された同文書の漢文訳に着目し、それぞれの文言の対応関係などを比較検討してみたい。なお、文書交換の経緯などの諸情報については漢文史料に頼らざるをえず、おもに上述の奏摺、及び福建巡撫の雅徳による乾隆四十七年（1782）十月十三日付けの奏摺⁽¹⁸⁾や乾隆四十七年十一月初九日付けの上諭⁽¹⁹⁾などを使用する。

1. 文書交換のいきさつ

上述のジャウイ文書——「蘇祿國番字咨文一件」——はいつ頃、どこで記されたものなのだろうか。ジャウイ文書では結びの句を終えたあと、最後に日付や書かれた場所などが記されるようである⁽²⁰⁾。本文書でもこれと同様、その手がかりは本文から数行空いた下段にある。

Hijrat seribu seratus sembilan puluh delapan tahun raya pada sehari bulan ramadan (...), dalam kota astana⁽²¹⁾ kandang daerah negeri⁽²²⁾ suluk⁽²³⁾ (...).

前半部分で日付、後半で場所についての言及が、マレー語によつてなされている。アラビア語由来の“Hijrat”は「ヒジュラ」、“seribu seratus sembilan puluh delapan tahun”は「1198年」で、この文書は

ヒジュラ暦1198年に記されたものである。ヒジュラ暦1198年は西暦1783年11月26日（中国の暦では乾隆四十八年十一月三日）から始まる⁽²⁴⁾。“sehari bulan ramadan” 「(この年の) ラマダーン (第9番目の月) の1日」は西暦に換算すると1784年7月19日、同様に、中国の暦では乾隆四十九年六月三日となる。場所は、“kota astana kandang daerah negeri suluk”で「スールー王国の王宮」となる。この「外国文字」の文書には、アラビア語やサンスクリット語に由来する言葉も含まれているが、全体はマレー語によってほぼ解釈可能で、マレー語を中心のジャウイであった。

当時のスールーで一般に使われていた言語については、この時期に同地を訪れた、イギリスのフォレスト Thomas Forrest の航海記が参考になる。1776年1月の記録によれば、「スールーの言葉には多くのビサヤ語があり（中略）。またマギンダナオ⁽²⁵⁾方言やマレー語の単語も多少含まれている。その文字は、いくらかの変更を伴ったアラビア文字である」という。さらに、「上流の人たちはマレー語を話し、外国と交易をする人びともたいていそれを理解している」⁽²⁶⁾とある。つまり、マレー語は語彙のなかに多少含まれている程度に過ぎなかったのだが、外国との交易においてはある程度マレー語が通用していた、と解釈できる。

1—1. 漢文資料にみる諸事情

では、なぜこの文書は中国に届けられたのだろうか。上述のジャウイ文書が記された前後、すなわち乾隆四十七年から同四十九年（1784）にかけて、蘇祿（スールー）と中国とのあいだに文書が交換されたことを示す記述が硃批奏摺、『乾隆朝上諭檔』や『大清高宗純皇帝実錄』⁽²⁷⁾などにある。上述の乾隆四十七年十一月初九日の上諭では、「龍溪縣民王三陽、蘇祿國の貨價を昧呑し、竝せて王四簡の銀を欠けるを誣賴して、囑みて扣留せしむるの一案」⁽²⁸⁾、すなわち、「龍溪県民の王三陽が蘇祿側の品物の代金をごまかして自分のものとし、“王四簡が銀を支払わない”と（蘇祿国王に）誣告し、しかも（蘇祿国王に欠損分を）差し押さえるよう頼んだ、という一件」

と呼ばれている。

ここで言われる王三陽は蘇祿国王とどのような関係にあったのであろうか。まず、福建巡撫の雅徳による乾隆四十七年十月十三日付けの奏摺から、その事情を概観してみたい。

王三陽向に蘇祿國に往きて貿易し、該國王と熟く識り、乾隆四十五年七月、蘇祿自り返掉〔棹〕するに、該國王、大小の珍珠二粒・燕窩三十斤・冰片五斤・黃蠟一擔・青呢⁽²⁹⁾一板を將つて王三陽に交し、帶して内地に回り銷售せんとす⁽³⁰⁾。

このように、王三陽は蘇祿と中国のあいだを行き来して交易に携わる商人であったと考えられる。また、この史料に拠るならば、彼と蘇祿国王とは——おそらくは交易を通じて——互いによく知り合う関係にあった。そして、乾隆四十五年（1780）七月、蘇祿から中国に戻るさいに、王三陽は蘇祿国王から「大小の珍珠2粒・燕の巣30斤・竜脳香5斤・黃蠟1担・青呢（青の羅紗か）1板」を預かり、これらの品じなを中国で売る手はずになっていた。よって、王三陽はこれらの代金を支払わなければならなかつたのだが、

又た蘇祿國より領する所の貨物は先に已に變えて花用に當て、而して珠を賣りたる銀兩は復た經に王四簡の欠賬を扣抵するに因り、補い歸するに從る無し⁽³¹⁾。

とあるように、蘇祿国王から預かった品じなを売って銀を得ていたものの、浪費してしまっていた。さらに、真珠を売って得た銀は、（以前の）売り掛けの代金として王四簡に差し押さえられており、彼は品物の代金にあてることができなくなっていた。そこで王三陽は同史料に見られるように、蘇祿国王に偽りの手紙を送る。

乾隆四十六年正月、適たま鄭雄、蘇祿國に赴きて生理する有り。隨いで捏稱するに（中略）、並せて楊得意の負欠せる伊の埔頭銀六千兩を以て銀四百二十兩に折實し、又た王四簡僥倖して珠價の銀五百零五圓を去れば、楊得意等の貨銀を將つて扣抵せしむべし等の情をば、鄭雄に托して代りて爲に信を寫し蘇祿國王に寄與せしむ。該國王、信に接すれば、即に楊得意・王四簡の銀内に於いて、數に照らして扣抵するも、楊得意等の堅稱するに、

な竝べて未だ王三陽の銀兩を欠かず、と。該國王、隨いで王三陽の原書を將って併せて另に一字を作り、燕窩五斤を附し、海澄縣人周佐に托付して、廈門同知に寄送し、囑むに王三陽を拘えて貨價を追出し、楊得意等に給還して收領せしめ、餘剰は該國に寄還せよ、等の語あり⁽³²⁾。

その手紙は鄭雄が代筆したもので、乾隆四十六年（1781）正月、彼が交易のために蘇祿を訪れたさい、蘇祿国王のもとに届けられた。そこには、楊得意が420両の返済を滞らせ、また王四簡が真珠の代金505圓を持ち逃げしたので、彼らの持ちあわせている銀から欠損分を蘇祿国王側で額どおり補填してほしいという内容が記されていた。そこで、蘇祿国王は、とりあえず楊得意と王四簡から欠損分の銀を差し押されたという。ここから鄭雄、楊得意、王四簡もまた蘇祿と中国とのあいだを行き来し、交易に携わる人物であったことが分かる⁽³³⁾。ところが、楊得意等が王三陽の銀を欠いたことはないと言い張ったため、蘇祿国王は、「王三陽を捕えて品物の代金を取り戻し、楊得意等に受け取らせ、残りは蘇祿に返還してほしい」と記した文書と燕の巣5斤を海澄県の周佐を通じて廈門同知に届け、解決をはかろうとしたのである。

王三陽らの対応について福建巡撫の雅徳は、同奏摺のなかで、
 王三陽は合に「外國と交結し、互相に買賣して、財物を誑騙するは、邊遠に發して充軍せしむ」の例に依り、重きに從い伊犁等の處に改發して、種地の兵丁に給し奴と爲すべし。（中略）
 均しく王三陽の名の下に於いて、勒いて追い分別して給還せしむ。該國王、廈防同知に寄送せる燕窩に至りては、現存の小珠併びに應に找還すべき銀兩と共に、一併して該國に給還し收領せしむ。竝せて該國王に寄覆するを擬するの文稿を繕り、恭しく御覽に呈し、敬んで睿裁を候たん⁽³⁴⁾。

と述べている。つまり、王三陽については、外國（ここでは蘇祿）と関係をもち互いに売買し、その財物をだましとったという理由により、伊犁（現在の新疆ウイグル自治区にある西北部の都市のイリ）等への流刑に処し、耕作のための兵丁に与えて奴とするよう上奏され

ていた。また、強制的に品物の代金を取り戻して（関係の人物に）王三陽の名義で返すこと、及び燕の巣、小玉の真珠、銀などを蘇禄国王に返還することが記され、蘇禄国王宛の文書が起草されていたことが分かる。このように、福建巡撫の雅徳は今回の件のいきさつや関係について調べ、彼らの処罰や銀などの返還に関する上奏を行っていた。

その後、清朝の王三陽への対応は、軍機大臣と尚書による乾隆四十七年十一月初九日付け及び同二十六日付け⁽³⁵⁾の上諭や、福建巡撫による乾隆四十七年十二月二十二日付けの奏摺⁽³⁶⁾に見られる。まず、乾隆四十七年十一月初九日付けの上諭を見てみよう。

自ら應に王三陽を將って律に按じて問擬すべし。其の欠く所の貨價銀兩は竝せて該犯の名の下に於いて、數に照らして追出し、該國王に給還して收領せしめて、方めて允協爲り⁽³⁷⁾。

こうして、王三陽は罪に問われることになった。また、彼が蘇禄から請け負った商品の代金に相当する銀は、彼のもとから蘇禄国王へ返還される措置がとられることになった。さらに、上述の乾隆四十七年二十六日付けの上諭を見ると、次のように記されている。

現在、已に秋審を過ぎれば、著して該犯を將って卽行に絞に處せ。中國、外夷を撫馭するに至りては、偶たま内地の不法の徒、彼に在いて滋擾する有れば、尤も當に厳しく懲儆を示して、方めて以て外夷の心を服するに足るべし。著して雅徳に傳諭せしめ、王三陽の正法の時を俟ちて、該國の閩に在る夷人に傳知し、其れをして旁に在りて觀看せしめ、中國、外に在りて滋事するの犯に於いて、斷じて稍も寬貸を爲さざるを知らしめ、且つ貿易商民をして、共に懲畏を知らしめよ⁽³⁸⁾。

このように、王三陽の処罰に関する皇帝の指示は、上述の雅徳の上奏文にあった僻遠の地への流刑ではなく、絞首刑に処すというものであった。それは、現地で面倒を起す内地（中国）の人物を厳しく罰し戒めることで、異国的心服を得られるという考えによる。また、福建の外国人びとへの見せしめとし、交易を行う商人に対する戒めのためでもあった。

また、福建巡撫の雅徳によって起草された蘇祿国王宛の「檄」と呼ばれる文書は、以下の内容が皇帝の目にとまり問題になった。その内容は、上述の軍機大臣、尚書による乾隆四十七年十一月初九日付けの上諭に見られる。

乃ち雅徳の擬する所の蘇祿國に寄覆する檄文を閲するに、内に咎を歸するに該國王の托する所人に非ず、又た輕しく王三陽の一面の詞を信じ、他人に銀兩を扣留する有り、竝せて廈門同知に囑み、著して追いて辦理せしむるは、均しく未だ協わざるに屬す、等の語あり⁽³⁹⁾。

これは、彼（雅徳）が蘇祿国に落ち度として、「蘇祿国王が不適切な人物に委託し、また軽々しく王三陽の一方的言い分を信じ、他人に銀両を差し押さえさせ、あわせて廈門同知に処理を頼んで追徴処理させようとした件は、いずれも不適切であった」と責めている部分である。これに対し同史料に、

今、擬する所の檄文内に、轉じて該國王の辦理錯謬なるに歸咎するは、是れ卽ち明朝の陋習にして、内地民人を護り、而して外國を賤め、小邦を屈せしめ、及びて事端を釀成するに至るものなり。又た、人の侮るを怕れ、意を屈して之に従わしむるは、殊に是に非ざるに屬す。原文を將って軍機大臣をして另に刪改を行い發回せしむるを除くの外、雅徳は仍て著して旨を傳えて申飭せしめ、此の由を將って四百里に傳諭し之を知らしめ（後略）⁽⁴⁰⁾。

とある。つまり、雅徳の起草した文書のうち、該國王の対応の誤りに責任を帰している点について、「内地の民を擁護して、外国を賤しめ、小国を屈服させようとして、結局騒ぎを引き起こす状況をつくってしまうものだ。それなのに他人の侮りを恐れて、むりにこれに従わせようとするのは、きわめて不適切なことである」と述べ、書き換えの指示が軍機大臣に出されている。つまり、乾隆帝はこの一件を蘇祿側の問題にはせず、交易に携わる商人の問題として捉えようとした様子が窺える。閩浙総督の富勒渾、福建巡撫の雅徳による乾隆四十九年九月初十日付けの奏摺で、

(前略) 臣等、旨に遵い檄文を繕備し、司に飭して廈門同知に轉發し、配船して、該國王に寄還し收領せしめて去後せり⁽⁴¹⁾。と報告されており、檄は廈門同知を経由して蘇祿国王に届けられたのであろう。

1—2. スールー（蘇祿）に届けられた文書の内容

次に、「蘇祿國に檄するに擬するの文」に記されていた内容を見てみよう。前半部分には、

照らし得たるに、該國、廈門同知に寄信するに、内地の民人王三陽、負いたる貨價を欠きて還ざる有り、等の情あり。轉裏して本督部堂・撫部院に到り、當に經に立たちどころ ちよくに飭して王三陽を提擧ていけいして案に到らしめ、大皇帝に奏明し、王三陽を將って嚴しく審しらべて究追し、重きに従い治罪すべきの外、査するに該國、雍正五年、表を奉り貢を通じて自り以來、復た節次、使を遣して輸誠しゅせいし、敬んで職貢を修め、大皇帝、爾なんじの傾心向化するを嘉び、恩禮加うる有り⁽⁴²⁾。

とあり、王三陽に請け負わせていた商品の代金が支払われていない旨の文書が、蘇祿から廈門同知に送られた。さらにその知らせが總督・巡撫のもとにあり、王三陽はただちに捕えられて法廷に引き出された。この件は皇帝に伝えられ、王三陽には重い処罰が下ることになった。続けて、雍正五年以降、蘇祿は何度も中国に使節を派遣して皇帝に誠意を致し、朝廷に献上物を納め（「朝貢」）たとして、その心から慕う気持ちを称え、恩礼を与えたことがある事実に言及されている。続いて以下のように述べられている。

該國、遠く海隅に處りと雖も、久しく聖朝の怙冒こぼうの内に在り。今、既すでに内地の奸商、貨銀を侵昧かんしょう しんまいする有れば、自ら應に著落して厳しく追わしめ、重きに従い究辦すべし。已に王三陽の名の下に於いて、原賣の貨價銀を追出し、該國、王四簡・楊得意より扣收こうしゅうせる共せて銀一千一百零五圓を償還するを除くの外、尙お餘りの貨銀一百六十五圓并びに王三陽の未だ賣らざる小珠一粒は、廈門同知に寄送したる燕窩五斤と共に、一併して該國に

附交して收領せしむ。嗣後、該國、如し貨物を銷售するに遇わば、務めて須らく誠實なる殷商いんしょうを查明して、現銀もて交易すべくんば、庶こいねがわくは奸商の詐騙きょうへんを受けず、以て聖主、遠人を懷柔するの至意に副わん⁽⁴³⁾。

ここで、「該國（蘇祿）は、遠い海のはてに位置してはいるが、長いあいだ朝廷を頼り敬慕してきた」と表現されている。そして、商品代金を着服した王三陽は処分され、さらに、銀1105圓は彼の名義で王四簡・楊得意らに補償され、残りの貨銀165圓と王三陽が売つていなかつた小玉の真珠1粒、また、海澄県の周佐に託して廈門同知に送り届けた燕の巣5斤は蘇祿に返還される旨が記されている。さらに、今後の交易には、「相手が誠実な商人であるかどうかを確認してから、現銀での取引を行うべきであり、そうすれば悪賢い商人にだまされることもなく、そして聖主の異國の民をなつかせるまごころにかなうことができるだろう」と締めくくられている。

ジャウイ文書が中国に届けられた経緯について漢文史料に基づき整理すると、次のようになる。もともと王三陽は蘇祿（スールー）と中国のあいだの交易に携わる商人であった。乾隆四十五年、蘇祿から中国に戻るさい、蘇祿国王から中国で売りさばくための商品を預かったのだが、彼はその商品代金を着服し、王四簡・楊得意に支払わせるため、乾隆四十六年、鄭雄に頼んで蘇祿国王に文書を送った。これを受け蘇祿国王は王四簡・楊得意から銀を受け取ったのだが、彼らはその事情に納得がいかなかった。そこで、蘇祿国王は彼らに銀を償還するよう、また、自分に不足分を支払うよう求める文書を廈門同知に送った。上述の乾隆四十七年付けの諸史料にあるように、この間に関係者らへの調査が行われ、蘇祿側には落ち度がないという判断とともに、銀と品物の返還と王三陽の処罰に関する指示が出された。そして、軍機大臣、尚書などが起草に関わった檄と呼ばれる文書が蘇祿側に届けられた、ということになる。

その後、ヒジュラ暦1198年第9月1日（乾隆四十九年六月三日）の日付の記されたジャウイ文書が、スールーから中国に届けられた。

2. スルタンから皇帝へ届けられた文書

本節では、前述したジャウイ文書の解読を試みるとともに、乾隆帝のもとに届けられた奏摺にはどのようなことが記されていたのか検討してみたい。

2—1. ジャウイで表記された文書の内容

この文書は最初から最後まで句読点や改行がなく、しかも手書きであるため判読しにくい部分もある。しかしだ意は示すことができるので、全文を簡単に紹介してみたいと思う。

Paduka Seri Sultan Muhammad Azim al-din⁽⁴⁴⁾ yang memerintahkan dalam kandang daerah alam negeri Suluk berkirim surat kepadanya saudarahnnya⁽⁴⁵⁾ dan taulannya [S-N-T-K] dan [P-W-A-Y]. Dahulu musim, kepada [H-Y-H-NG]⁽⁴⁶⁾ minta tolong ia akan menagih kepada [S-M-B-Y-NG]⁽⁴⁷⁾ akan pembayar kepada nakhodah⁽⁴⁸⁾ [T-A(?) -G-Y] dan [A-S-K-N]⁽⁴⁹⁾, yang lebih-lebih daripana pembayar akan dia kedua itu, adalah dikirimkan oleh [S-N-T-K] dan [P-W-A-Y], yaitu⁽⁵⁰⁾ banyak rial dikirimkan kepada Paduka Seri Sultan itu.
[スールー王国を治めるスルタン陛下、ムハンマド・アズィム・ディンは、友人・知人の [S-N-T-K] と [P-W-A-Y] に文書を送る。以前、[S-M-B-Y-NG]に対し借金を船長 [T-A(?) -G-Y] と [A-S-K-N] に返還するよう、そして彼ら 2 人に対する支払いの残りについては [S-N-T-K] と [P-W-A-Y] によって届けられるよう、すなわち大量の銀貨をばスルタン陛下にお送りいただけよう、(スルタンの文書によって) [H-Y-H-NG に] 求めたことがある]

このように、冒頭 1 行目には送り手の名と彼の立場が簡単に表明されている。“Paduka Seri” は、スルタン・皇帝などに対する敬称などとしても用いられた言葉である。この文書の送り主は、“Sultan”（スルタン）の “Muhammad Azim al-din”（ムハンマド・アズィム・ディン）である。マレーの文書で重要な位置を占めると言われる、右上

に押される印章⁽⁵¹⁾にも、——少々見えにくいのだが。Muhammad Azim al-din とある。また、当時、スールーのスルタンであったとされる人物について、マフール氏の研究にもアズィムッディンⅡ世（Azim ud-Din II⁽⁵²⁾（在位1778—1791））が挙げられている。いずれにしてもこの文書のなかで、スルタン・アズィムッディンⅡ世は、スールー王国の地域を治める人物として描かれている。その次には送り先が記される。現代マレー語の“saudara”には、例えば「兄弟・親類・兄弟のように極めて親交の深い友人」など、“taulan”には、「知人・友人・友として助ける人」などの意がある。本文書を記す以前にスルタンは文書と燕の巣5斤を廈門同知に届けており、また、後述するように、本文書は廈門同知の劉嘉会、藩臬はんけつ兩司（布政使・按察使）を経て総督・巡撫に届けられているという。このような経緯から考えると、「兄弟（親友）・知人」とはこれら的人物にあたる可能性があるが、〔S-N-T-K〕と〔P-W-A-Y〕をどの語に比定すべきかは未詳であるため、保留しておく。かつての文書で求めた内容は、〔S-M-B-Y-NG〕から船長ら2人へ借金を返済することと、その残りをスルタン陛下に届けることだった。この〔S-M-B-Y-NG〕とは、漢文史料に登場する「王三陽」にあたると考えられる。

さらに続けて、

Seratus enam puluh lima rial dan mutiara kecil sebiji dan sarang burung putih kati, yaitu sudahlah sampai akan dia lagi sudahlah diterimanya. Maka adalah Paduka Seri Sultan terlalu amat suka⁽⁵³⁾ mendengar akan [S-M-B-Y-NG] itu sudah dibunuh kerana ia terlalu amat celaka dan jahat. Dan seperti pesan saudarah Paduka Seri Sultan [S-N-T-K] dan [P-W-A-Y] jika lau ada lagi orang Cina celaka dan jahat seperti [S-M-B-Y-NG], maka adalah Paduka Seri Sultan terima pesan saudarhnya dan terlalu amat gemar dan suka mendengar pesan saudarhnya itu. Dari kerana dalam fikirannya demikian itu juga. Akan tetapi sebab Paduka Seri Sultan belumpai ada berkirim itu kerana belumpai ada orang Cina celaka dan jahat seperti [S-M-B-Y-NG] pada zaman sekalang ini.

[165銀貨・小玉の真珠1粒・白い燕の巣、斤はすでに届き、それはすでに（スルタンが）お受け取りになった。相當に浅ましく悪賢い者である故に〔S-M-B-Y-NG〕はすでに殺されたと聞き、スルタン陛下は非常に喜ばしく思っている。そして、スルタン陛下の兄弟（親友）である〔S-N-T-K〕と〔P-W-A-Y〕の指示の如く、もしまだ〔S-M-B-Y-NG〕のように浅ましく悪賢い中国人がいたならば、スルタン陛下は兄弟（親友）の指示を受け取り、兄弟（親友）の指示をお聞きすることを大変嬉しく（ぜひお聞きしたい、と）思っている。（スルタンは）このように考える次第である。けれども、スルタン陛下は（そのような指示を記した）文書を（周辺地域には）まだ送っていない。なぜならば、現今、〔S-M-B-Y-NG〕のように浅ましく悪賢いといったならず者の中国人はいないからである]

“seratus enam puluh lima rial”（165銀貨）は上述の檄に見られる「貨銀一百六十五圓」で、“mutiara kecil sebiji”（小玉の真珠1粒）は同様に「小珠一粒」である。そして、檄にある「燕窩五斤」に相当するのは“sarang burung putih kati”（白い燕の巣、斤）であると考えられる。燕の巣の数量については、「五」という具体的な数字は記されず「斤」とされ、かわりに「白」と限定しているという違いがあるものの、これらの品物は、上述の檄にあったものとほぼ一致していると言えよう。また、上述の漢文史料に「奸商」と記されている王三陽は、“celaka dan jahat”（浅ましく悪賢い）と表現されている。本文書に数箇所記されている“pesan”（指示）という言葉は、上述のさまざまな文脈から判断すると、事実上は前述の中国の皇帝から出された指示を意味するものと思われる。この指示の内容は、上述した檄の最後の部分にある、「嗣後、該國、如し貨物を銷售するに遇わば、務めて須らく誠實なる殷商を查明して、現銀もて交易すべくんば、庶くは奸商の誑騙を受けず、以て聖主、遠人を懷柔するの至意に副わん」を受けたものであろう。そして、浅ましく悪賢い中国人はいないという理由によって、スールーのスルタンはこの指示をスールー近隣の地域にはまだ通達していない、と述べていると考え

られる。

Maka jika lau ada lagi hidup pada semusim dua musim ini saudarahmu Paduka Seri Sultan, maka jika ada Cina diam dalam tanahnya celaka, tidak ada Paduka Seri Sultan ikut juga bagi pesan saudarahnnya itu. Jua adanya. Tamma⁽⁵⁴⁾-al-kalām bi-al-khayr wa-al-salām.

[あなたの兄弟（親友）であるスルタン陛下がこの1、2年のあいだ、まだ（スルー王国に）生きているならば、そしてその土地に住む中国人が浅ましい者であるならば、スルタン陛下は兄弟（親友）の指示を遵奉しなければならない。このような次第である。この言葉は善とともに終わる、平安あれ]

つまり、もしも近い将来、浅ましい中国人がスルー王国に存在した場合には、スルタン陛下は中国から出された指示に従う旨が記されている。“saudarahmu”（あなたの兄弟（親友））とあるので、相手との関係を仲間のように捉えていたのかもしれない。“adanya”（終結、このような次第である）はマレー語の文章の終わりによく用いられる接尾辞で、本文はここで終結する。そして、“Tamma-al-kalām bi-al-khayr wa-al-salām”（この言葉は善とともに終わる、平安あれ）はアラビア語で解釈できる、手紙の結びの文句である。マレー語のジャウイ文書のなかには、このようなアラビア語の結びの文句が用いられている例がある⁽⁵⁵⁾。また、本文書の差出人はスルタンだが、このジャウイ文書を記した書き手は別にいる。「陛下が～しなければならない」という一見奇妙な表現が見られるのも、書き手が別にいることで説明できるだろう。その人物については、日付と場所のあいだの部分に“tuan katib”（筆記官）という言葉が見られる。“tuan”は、地位のある人や名誉ある職に従事する人物につけられる称号である。また、文字は比較的はっきりとしたアラビア文字で記されており、この文書の書き手はこのような文書に精通した人物であったと言えよう。

2—2. 皇帝に伝えられた漢訳の内容

閩浙總督の富勒渾、福建巡撫の雅徳による乾隆四十九年九月初十

日付けの奏摺によって、上述の蘇祿から届けられた（ジャウイの）文書の内容が皇帝に報告される。

茲に藩臬兩司の詳もて稱するに據るに、廈門同知の劉嘉會の申報に據るに、船戸林德順、本年七月十四日⁽⁵⁶⁾に於いて返掉〔棹〕して廈に回り、蘇祿國、臣等に咨覆せる回文一角を賚領し呈繳して、前來す⁽⁵⁷⁾。

とあるように、乾隆四十九年、蘇祿を出港した林徳順の船が廈門に到着したさい、蘇祿からの回答文書が廈門同知のもとに届けられた。それは、さらに布政使・按察使を経て総督・巡撫に報告された。この総督・巡撫から皇帝に提出される奏摺のなかに、蘇祿から届いた文書の内容が引用される部分がある。

臣等公同して折り閱するに、内は番字文一件又た譯出せる漢字文一件に係り、稱するに據るに、敝國、遠く海隅に處るも、仰ぎて天朝の徳化に沐し、久しう怙冒の中に在り。前年、廈門同知に寄信し、托して内地の民人王三陽、僥倖して欠くの貨價を追わしむるに縁りて、茲に文檄に准り飭して王三陽を擧して案に到りて、厳しく審べしめ、大皇帝に奏明し、王三陽を將って絞に處して正法し、追う所の貨價餘銀并びに小珠一粒・燕窩五觔、配船して交還すれば、深く大皇帝の恤惠に感じ、小邦實に感激の至り爲り。隨いで配到せる銀物をば査收し、并せて敝國土民に通諭するに、凡そ洋船客商の貨物を銷售する有れば、務めて確かに誠實なる殷商に係るを查明して、現銀もて交易し、以て誑騙の滋事を免るべし、等の語あり⁽⁵⁸⁾。

蘇祿から届いた文書には、外国文字で記されたもの、すなわち上述のジャウイ文書と漢文で記されたものの両方があったという。以下が回答文書の内容となる。その冒頭には、「弊国は遠く海のはてに位置し、仰ぎみて天朝の徳による教化に浴し、長いあいだ、(天朝を)頼り敬慕してきた」などとあり、徳をこうむってきた天子への敬慕の念が示されている。ジャウイ文書の場合は冒頭を見ると、“Paduka Seri Sultan Muhammad Azim al-din”, “memerintahkan dalam kandang daerah alam negeri Suluk” と尊敬表現になっているのにもか

かわらず、閩浙總督の富勒渾、福建巡撫の雅徳による奏摺では、「敝國、遠く海隅に處るも」、「仰ぎて天朝の德化に沐し」、「久しく怙冒の中に在り」という謙譲表現に置き換えられている。蘇祿に届けられた檄では、「該國、遠く海隅に處りと雖も」、「久しく聖朝の怙冒の内に在り」となっている点から見ると、奏摺は檄の内容を受け、さらに「仰ぎて天朝の德化に沐し」という文言が加えられたものになっている。

先に廈門同知に届けられた文書の内容について、ここには「内地の民人王三陽、僥倖して欠くの貨價を追わしむる」とあるが、前述したように、同上奏文中には「王三陽を拘えて貨價を追出し、楊得意等に給還して收領せしめ、餘剩は該國に寄還せよ」とも記されている。ジャウイ文書を見ると、〔S-M-B-Y-NG〕から船長ら2人へ借金を返済するよう、その残りはスルタン陛下に届けるよう求めた、があるのでどちらかと言えば後者の内容に近い。ただし、ジャウイ文書では、「王三陽を拘えて」にあたる文言はなく、また返還先の人物を“nakhudah”（船長），“Paduka Seri Sultan”（スルタン陛下）などと呼んでいる。なお、檄には「内地の民人王三陽、負いたる貨價を欠きて還さざる有り」とある。

次に、王三陽の人となりや処遇については、「王三陽を捕え法廷にひきだして、厳しく取り調べ、大皇帝に明らかに上奏して、王三陽を絞首刑として処刑し」たとある。ジャウイ文書では、〔S-M-B-Y-NG〕が“sudah dibumuh”（すでに殺された），“kerana ia terlalu amat celaka dan jahat”（相當に悪くよこしまな者である故に）となっているが、ここでは「擧して案に到り」、「厳しく審べしめ」、「絞に處して正法し」で代用されている。上述の檄にも「厳しく追わしめ」、「重きに從い究辦すべし」などとある。よって翻訳部分は、檄に近い表現が用いられていたと言える。

そして、「残りの銀、及び小玉の真珠1粒・燕の巣5觔」が返還されたことに対し、「深く大皇帝の救済・いつくしみを思い、わが国は、非常にありがたく感極まっている」と、皇帝への深い感謝の念が表明されている。銀の額については、同奏摺の前段に明記され

ており、該当箇所では「餘銀」ですまされたと考えられる。また燕の巣の数量は、「五觔」と明記されているが、これは「五斤」を指す。返還対象のものについて、ジャウイ文書では、“seratus enam puluh lima rial dan mutiara kecil sebiji dan sarang burung putih kat”(165銀貨・小玉の真珠1粒・白い燕の巣、斤)となっており、全体としては、(上述の檄の内容でも)双方の確認が取れていたと考えられる。また、あえて言うならば、「小邦實に感激の至り爲り」の部分は、ジャウイ文書中の“terlalu amat suka～”、すなわち直訳すれば「～するのを非常に嬉しく思う」の意に相当する可能性もあるが、「大皇帝の恤惠に感じ」というような表現と対応する文言はジャウイ文書中にはないだろう。さらに、今後の交易に関しては、「“およそ海外交易船の商人で貨物を販売する者は、誠実な商人かどうかを調べてから現銀で取引きするように。そうすれば詐欺などの紛争にまきこまれないだろう”、と弊國の民にあまねく告げた」と述べられるなど、この指示が現地の民にあまねく伝わったと解釈できるような報告となっている。「貨物を銷售する有れば」の部分は、檄では「如し貨物を銷售するに遇わば」に相当し、また、「誠實なる殷商」、「現銀もて交易」、「詎騙」など檄と奏摺に共通の文字が多く見られる。ここでは皇帝の指示は「敵國土民に通諭するに」となっているが、すでに見たように、ジャウイ文書を読む限り、現地の人びとに對する皇帝の指示は伝えられていない可能性が高い。

む　す　び

本稿では、ジャウイで表記された文書が中国に届けられた経緯を中国の公文書に見出すとともに、中国から蘇禄宛ての檄、蘇禄国王すなわちスールー王国のスルタンから中国に届けられたジャウイ文書の原本、及び奏摺中に見られる蘇禄からの文書の漢文訳についておもに検討した。当初、福建巡撫の雅徳は、一連の件に関する調査や銀の返還に応じながらも、起草した檄のなかで蘇禄国王に落ち度があったことを指摘し、中国側に解決を依頼してきたのは不適切であるという認識であった。しかし皇帝は、責任を蘇禄側に帰すとい

う考え方こそが、このような問題を引き起こすもとであると述べ、檄の書き換えを指示した。また、王三陽を絞首刑に処し、雅徳の上奏した僻遠の地への流刑よりも厳しい態度をとった。結局、蘇祿国王に届けられた檄には王三陽への処罰、彼の名義において銀貨が返還されるという意向、及び蘇祿に返還される銀・品物名と数量が記され、今後は商人の素性を調べ現銀での取引をするように、などと述べられていたことが分かった。

中国に届けられたジャウイ文書の原本には、スルタン陛下、すなわちムハンマド・アズィムッディンがスールー王国を治めていること、そして銀の支払いを求めた事実、銀及び残りの品物を受け取ったこと、さらに悪賢い商人がいるならば皇帝の指示をぜひお聞きしたいが、そのような人物は現今存在しない旨などが記されていた。そして、この文書は廈門同知、布政使・按察使、總督・巡撫の手を経て中国の皇帝のもとに届けられた。

スールー側から出されたジャウイ文書の原本と皇帝に伝えられた内容とを比較してみると、蘇祿（スールー）と中国とのあいだの交易に浅ましく悪賢い人物＝王三陽が携わり、彼が品物の代金を着服していた事実、また、蘇祿（スールー）に返還されるべき銀・品物の量、及び中国からの指示が存在したことの確認が双方の文書でなされていたことが分かる。しかし、この皇帝の指示がスールーの人びとにあまねく伝わったかどうかという点などには、認識もしくは表現の違いが見られる。文書の形式から見ると、檄と奏摺では、王三陽の処罰の内容のあとに銀・品物の返還の旨が記されているのに対し、ジャウイ文書では、銀・品物を受領した事実のあとで彼が殺された件に言及されている。また、天子の徳を称え、中国への敬慕の念が記され、さらに天子への感謝が加えられているなど、上述の奏摺にはジャウイ文書の原本には見られない文言が加えられている。そして、ジャウイ文書の書き手がスルタンを「陛下」と呼んでいることも、漢文史料からは読み取れない。つまり、文書の内容形式の一部に変更箇所がある、もしくは双方の表現方法には違いがあったと言える。

これまで見てきたように、ジャウイ文書と奏摺中の引用部分の内容を比較するなかで、対応関係の見られない文言があることが分かった⁽⁵⁹⁾。閩浙總督の富勒渾、福建巡撫の雅徳による乾隆四十九年九月初十日付けの奏摺によって皇帝に報告された内容は、スルー王国のスルタンから送られたジャウイ文書の原本を訳し引用したというよりは、むしろ、軍機大臣などが関係して作成された檄——特に後半部分——などの内容に近いものになっていると言えよう。当時のスルタンがその他の地域にどのような文書を送り、交渉していたのかなどについては、今後の研究課題の一つである。

[凡例]

- ・漢文の原文は引用の末尾に注記、本文には引用者による読み下し文のみを引き、読み下し文には新仮名遣いを用いた。
- ・原典の漢字の字体は、(新字体の個所も含めて)旧字体に統一し、また現代語訳や本文中では新字体を用いた。
- ・漢字には適宜新仮名遣いによる読み仮名を付し、引用の省略部分は「(中略)」「(後略)」で示す。引用文中、紛らわしい場合には「“ ”」で括った。原文中の誤字については、正しい字と思われるものを〔 〕で補足した。
- ・数字は年月日(旧暦のまま)を除いて算用数字を用いる。
- ・ジャウイのローマ字転写のさいは、基本的には現代マレー語を用いるが、ジャウイ表記とのあいだに違いがある場合には、ジャウイ表記を優先したものもある。また〔 〕に現代語訳を付す。
- ・ジャウイのローマ字転写を本文中で引用するさいは、“ ”で示した。
- ・ジャウイのローマ字転写の引用文を一部省略した場合は、(...)で示した。
- ・ジャウイの文書において判読できない、もしくは曖昧な言葉・単語は〔 〕に入れた。

註

清代中期におけるスルー
（蘇祿）と中国のあいだの文書往来

三王

第九十一卷

- (1) マフル氏の研究によれば、15世紀後半、初代スルタンが在位したとされるが、その詳細はよく分かっていない。この王国は、周辺の人びととの連帯と諸勢力の支援などによって、16世紀後半以降のスペインの遠征隊によるホロ島討伐などをのりきった (Cesar Adid Majul, *Muslims in the Philippines*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1999 [1973], pp. 12-13, 68. 池端雪浦『東南アジア史Ⅱ 島嶼部』新版世界各国史6、山川出版社、1999年、135-137頁)。
- (2) 『東南アジア史Ⅱ 島嶼部』前掲書、166-171頁参照。
- (3) James Francis Warren, *The Sulu Zone 1768-1848, the Dynamics of External Trade, Slavery, and Ethnicity in the Transformation of a Southeast Asian Maritime State*, Singapore: Singapore University Press, 1981などを参照。
- (4) 中国史料から「朝貢」関係を明らかにした研究には、松浦章「明清時代における中国蘇祿關係史」(『關西大學文學論集』第30巻第2号 (1980)、1-36頁)がある。
- (5) 例えば、『福建通志』には雍正四年に蘇祿から届けられた国書について、「表章一匣に漢字表一摺・番字表一摺あり」と記載されている (『福建通志』清・郝玉麟等修、清・謝道承等纂、清・乾隆二年 (1737) 刊本 (東洋文庫所蔵)、卷64を参照)。また、漢字音写によると考えられる国書 (乾隆十八年 (1753)) は、『国朝史料零拾』(羅福頤輯『近代中国資料叢刊』沈雲龍編、続編第45輯441、台北：文海出版社、1977年) に収録。
- (6) 台北：国立故宫博物院図書文献館所蔵、資料番号035529。『歴代宝案』を見ると、琉球国王と中国の地方官のあいだにも「咨文」が交わされていたことが分かる。
- (7) 本文書の末尾に「須らく檄に至るべき者」とあり、この文書の正式名称は檄となる。なお、「『歴代宝案』を読むための解説」には、「明清代に檄という名称の正式文書ではないが、地方の上級機関から下級機関への指令を檄という場合がある」と述べられている (沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案 訳注本』第二冊、和田久徳訳注、沖縄県教育委員会、1994年、497頁)。
- (8) 「擬檄蘇祿國文」『乾隆朝上諭檔』中国第一歴史檔案館編第12冊、北

京：檔案出版社、1991年、466-467頁。

- (9) 中国第一歴史檔案館所蔵、宮中『硃批奏摺』外交類（マイクロフィルム番号）22巻360、「富觀渾・常安等關於寧波府慈谿縣民人邵士奇、王三陽拐騙味呑蘇祿國王進貢物和貨商等奏摺」、乾隆八年（1743）八月二十六日至同四十九年（1784）九月十日。また、中国第一歴史檔案館編『清代中国与東南亞各国関係史料匯編』（第2巻、北京：国際文化出版公司、2004年、216-217頁）にも所収。
- (10) ジャウイとは、広義には「東南アジアのオーストロネシア語——マレー語やインドネシア諸語、フィリピン諸語などが含まれる——のアラビア語文字表記の総称」を意味する。南部フィリピン諸語にはタウスグ語、サマ語、ヤカン語、マギンダナオ語、マラナオ語などがある。そのジャウイ表記は、マレー語ジャウイと基本的な特徴を共有している、とされる（川島緑「南部フィリピン・イスラーム地域のジャウイ史料」『歴史と地理（世界史の研究）』No. 576（2004）、49、51頁参照）。
- (11) フィリピン南部のホロ島を中心にタウスグと呼ばれる人々が居住し、タウスグ語を話す。彼らはスールー王国のスルタンやダトゥなどの地位に就いていた。フィリピンのほぼ中央に位置するビサヤ諸島の人々とがスールー諸島に定住したため、言語もその影響を受けたとされる。
- (12) スールー諸島、カリマンタン島北部、スラウェシ島沿岸部などにサマ語を話す人々が居住する（サマ人と呼ばれる）。
- (13) 川島緑氏前掲論文、「ジャウイ表記を有する東南アジアの主な言語分布（概略）」50頁。
- (14) Annabel Teh Gallop, *The Legacy of the Malay Letter=Warisan Warkah Melayu*, London: The British Library, 1994, pp. 8-9. この点については、2008年11月に東京大学駒場キャンパスで開催された東南アジア史学会のさい、西尾寛治氏に示唆を賜った。
- (15) Annabel Teh Gallop, *op. cit.*
- (16) 1930年代にミンダナオ島のイスラーム指導者が米国人行政官にあてた手紙。訳者は、おそらく公教育を受けた現地ムスリム青年であろう、と述べられている（川島緑氏前掲論文、54-55頁）。
- (17) 川島緑氏前掲論文、55頁。

- (18) 台北：国立故宮博物院図書文献館所蔵、資料番号042757。同資料は、『宮中檔乾隆朝奏摺』（第53輯、国立故宮博物院図書文献処文献科編輯、台北：国立故宮博物院、民国七十五年（1986）、367-369頁）所収。
- (19) 乾隆四十七年十一月初九日付けの上諭は、前掲『乾隆朝上諭檔』、466頁を参照。
- (20) Annabel Teh Gallop, *op. cit.*, pp. 32-33.
- (21) ジャウイの表記に従えば“astana”であるが、現代マレー語の“istana”である。
- (22) 野村亨氏は、「古典マレー語では、通常“negeri”とは、川の河口など交通の要衝に発達した港市をさす。したがって、厳密には「港市」ないしは「港市国家」と訳すほうが適当である」と述べている（同氏訳注『パサイ王国物語——最古のマレーの歴史文学』平凡社東洋文庫690、平凡社、2001年、168頁）。
- (23) 現代マレー語ではスルーは“Sulu”と表されるが、かつてのアラビア語資料では、“Şūluk”と記されていた（G. R. Tibbets, *A Study of the Arabic Texts Containing Material on South-East Asia*, London: Royal Asiatic Society, 1979, p. 255）。
- (24) 西暦・中国の暦への換算については、陳垣『中西回史日曆』（北京：中華書局、1962年、900頁）、『アジア歴史事典』第9巻（平凡社、1975年）を参照。
- (25) 16世紀前半、フィリピン南部のミンダナオ島プラギ河流域を中心に、イスラームを基盤とする「マギンダナオ王国」が成立したとされる。
- (26) Thomas Forrest, *A Voyage to New Guinea and the Moluccas*, 1774-1776, Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1969, p. 329.
- (27) 『大清高宗純皇帝実録』卷1168、乾隆四十七年十一月壬寅の條。同卷1169、乾隆四十七年十一月庚申の條。
- (28) 龍溪縣民王三陽昧呑蘇祿國貨價、竝誣賴王四簡欠銀、囑令扣留一案（前掲註（19））。
- (29) 同奏摺に「青呢は裁ちて衣服を爲り」（原文は「青呢裁爲衣服」）があるので、青呢は布類の一種であろう。
- (30) 王三陽向往蘇祿國貿易、與該國王熟識、乾隆四十五年七月、自蘇祿

返掉、該國王將大小珍珠二粒・燕窩三十斤・冰片五斤・黃蠟一擔・青呢一板交王三陽、帶回內地銷售（前揭註（18））。

(31) 又因所領蘇祿國貨物先已變當花用、而賣珠銀兩復經王四簡扣抵欠賬、無從歸補（前揭註（18））。

(32) 乾隆四十六年正月、適有鄭雄赴蘇祿國生理。隨捏稱（中略）、竝以楊得意負欠伊浦頭銀六千兩折實四百二十兩、又王四簡饒去珠價銀五百零五圓、令將楊得意等貨銀扣抵等情、托鄭雄代爲寫信寄與蘇祿國王。該國王接信、卽於楊得意・王四簡銀內、照數扣抵、楊得意等堅稱、竝未欠王三陽銀兩。該國王隨將王三陽原書併另作一字、附燕窩五斤、托付海澄縣人周佐、寄送廈門同知、囑拘王三陽追出貨價、給還楊得意等收領、餘剩寄還該國等語（前揭註（18））。

(33) スールーは中国との関係が深く、多くの中国人が住んでいたという。また、年に2隻の船が廈門からスールーに到着していた（Thomas Forrest, *op. cit.*, pp. 323, 325）。

(34) 王三陽合依交結外國、互相買賣、誑騙財物、發邊遠充軍例、從重改發伊犁等處、給種地兵丁爲奴。（中略）均於王三陽名下、勒追分別給還。至該國王寄送廈防同知燕窩、同現存小珠併應找還銀兩、一併給還該國收領。竝繕擬寄覆該國王文稿、恭呈御覽、敬候睿裁（前揭註（18））。

(35) 乾隆四十七年十一月二十六日付けの上諭は、前掲『乾隆朝上諭檔』、484頁を参照。

(36) 台北：国立故宮博物院図書文献館所蔵、資料番号043653。同資料は、『宮中檔乾隆朝奏摺』（第54輯、国立故宮博物院図書文献処文献科編輯、台北：国立故宮博物院、民国七十五年（1986）、526-527頁）所収。

(37) 自應將王三陽按律問擬。其所欠貨價銀兩、竝於該犯名下、照數追出、給還該國王收領、方爲允協（前掲註（19））。

(38) 現在已過秋審、著將該犯卽行處絞。至中國撫馭外夷、偶有內地不法之徒、在彼滋擾、尤當嚴示懲儆、方足以服外夷之心。著傳諭雅德、俟王三陽正法時、傳知該國在閩夷人、令其在旁觀看、俾知中國於在外滋事之犯、斷不稍爲寬貸、且使貿易商民、共知敬畏（前掲註（35））。

(39) 乃閱雅德所擬寄覆蘇祿國檄文、內有歸咎該國王所托非人、又輕信王三陽一面之詞、扣留他人銀兩、竝囑廈門同知、著追辦理、均屬未協等語

- (前掲註 (19))。
- (40) 今所擬檄文内、轉歸咎於該國王之辦理錯謬、是卽明朝陥習、護内地民人、而賤外國、屈小邦、及至釀成事端。又怕人侮、屈意從之、殊屬非是。除將原文令軍機大臣另行刪改發回外、雅德仍著傳旨申飭、將此由四百里傳諭知之（後略）（前掲註 (19)）。
- (41) （前略）臣等遵旨繕備檄文、飭司廈門同知轉發、配船、寄還該國王收領去後（前掲註 (9)）。
- (42) 照得、該國寄信廈門同知、有内地民人王三陽負欠貨價不還等情。轉稟到本督部堂・撫部院、當經立飭提拏王三陽到案、奏明大皇帝、將王三陽嚴審究追、從重治罪外、查該國自雍正五年、奉表通貢以來、復節次遣使輸誠、敬修職貢、大皇帝嘉爾傾心向化、恩禮有加（前掲註 (8)）。
- (43) 該國雖遠處海隅、久在聖朝枯冒之內。今既有内地奸商、侵昧貨銀、自應著落嚴追、從重究辦。已於王三陽名下、追出原賣貨價銀、除償還該國扣收王四箇・楊得意共銀一千一百零五圓外、尙餘貨銀一百六十五圓、并王三陽未賣小珠一粒、同寄送廈門同知燕窩五斤、一併附交該國收領。嗣後該國如遇銷售貨物、務須查明誠實殷商、現銀交易、庶不受奸商誑騙、以副聖主懷柔遠人之至意（前掲註 (8)）。
- (44) スールーのスルタンの名については、Cesar Adid Majul, *op. cit.*, p. 20 を参照。
- (45) ジャウイの表記に従えば “saudarah” であるが、現代マレー語の “saudara”（「知人」）である。サンスクリット語の「兄弟」*sahodarah* が起源の言葉。
- (46) “hiang?” ならば、「天」などの意か。
- (47) ジャウイの表記に従えば “sambiyang” である。
- (48) ジャウイの表記に従えば “nakhodah” であるが、現代マレー語の “nakhoda” である。
- (49) 船長〔T-NG-G-Y〕と〔A-S-K-N〕は、漢文史料から判断すると、楊得意と王四箇である。
- (50) ジャウイの表記に従えば “yaitu” であるが、現代マレー語の “iaitu” である。
- (51) Annabel Teh Gallop, *op. cit.*, p. 35, pp. 44-45.

- (52) ジャウイの文字表記ではal- だが、アラビア語の定冠詞は発音のさいに音韻変化が生ずるので、表音主義に従った転写は ud- となる。
- (53) ジャウイの表記に従えば “sukah” であるが、現代マレー語の “suka” である。
- (54) 現代のマレー語では “tamat” と表記される。しかし、後に続く文句とともにアラビア語の表現の一つとして扱われている (Annabel Teh Gallop, *op. cit.*, p. 231)。アラビア語では、kalām (「言葉」) は男性名詞なので動詞も男性形 tamma (「終わる」) になる。本文書では最後の “t” が完全な形では表記されていないように見えるものの、他のジャウイ文書では “t” のある例もある (Annabel Teh Gallop, *op. cit.*, p. 174など)。
- (55) Annabel Teh Gallop, *op. cit.*
- (56) 当年のヒジュラ暦第10月の12日、西暦では8月29日にあたる (前掲註 (24) 参照)。
- (57) 兹據藩臬兩司詳稱、據廈門同知劉嘉會申報、船戶林德順於本年七月十四日返掉回廈、賚領蘇祿國咨覆臣等回文一角呈繳前來 (前掲註 (9))。
- (58) 臣等公同折閱、內係番字文一件又譯出漢字文一件、據稱、敝國遠處海隅、仰沐天朝德化、久在怙冒之中。緣前年寄信廈門同知、托追内地民人王三陽僥幸欠貨價、茲准文檄飭擎王三陽到案、嚴審、奏明大皇帝、將王三陽處絞正法、所追貨價餘銀并小珠一粒燕窩五觔配船交還、深感大皇帝恤惠、小邦實爲感激之至。隨將配到銀物查收、并通諭敝國土民、凡有洋船客商銷售貨物、務查明確係誠實殷商、現銀交易、以免誑騙滋事等語 (前掲註 (9))。
- (59) 邊境のラーマ1世と清朝とのあいだに交わされた「表文」について、増田えりか氏は、邊境から届いた国書は「表文」になる段階で、その内容と形式が変えられていると指摘している (増田えりか「ラーマ一世の対清外交」『東南アジア 歴史と文化』第24号 (1995)、25-48頁)。また、『雲南通志』に採録されている南掌の「表文」——現在残っているものは、縷字の音を漢字で表記したものに漢文の割注が加えられている——の場合、割注の部分で「即ち〇〇、の意」と言い換えることによって、国書としての体裁を整えていたのではないかと考えられる (三王昌代「雍正年間に中国へもたらされた国書——蘇祿、南掌——」『アジア地域文化研究』

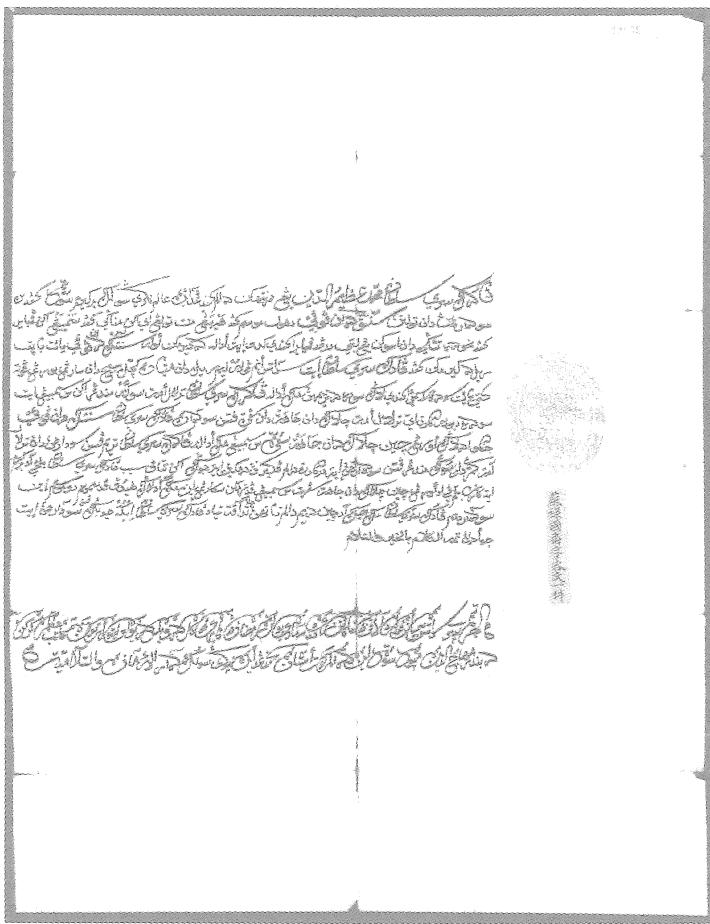
No. 4 (2008)、77-104頁)。本稿で扱ったのは「表文」に関わる事例ではないため、これらと一概には比較できないものの、置き換え、言い換えがなされている一例として参考になるだろう。

[謝辞] ジャウイ文書の解読にあたっては、東京外国语大学のサイフル・ビン・バハリ・アフマド先生、ならびにマレーシア国民大学マレー世界・文明研究所の Professor Noriah Mohamed にお世話になりました。謝意を表するとともに、本稿に誤りがある場合、その責任は筆者に帰することを申し添えます。

[付記] 2009年6月21日に東京大学駒場キャンパスで開催された山本博之氏主催の研究会において、本ジャウイ文書に関する検討が行われた。本稿ではその議論を十分に反映させることができなかつた点もあり、今後の検討課題としたい。

本研究は、日本学術振興会の2008年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程）



図版=「ジャウイ文書（縦55cm×横42cm）」

台北：国立故宮博物院図書文献館所蔵、資料番号035529